

令和5年1月定例総会

令和5年1月11日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和4年度第10回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年1月11日（金） 午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（12人）

農業委員	1番	上野 貴生
	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	4番	上野 清吉
	5番	坂本 直幸
	6番	宮上 昌三
	7番	岡田 弘重

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第2号 非農地証明の審議について

議案第3号 その他の件について

① 次回開催日

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	早川 幸夫
事務局員	田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、1月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第2号 非農地証明の審議について

議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

4番 池田 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議についての審議を行います。

担当者より説明を求めます。

事務局
早川

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について、説明いたします。

議案書の 1 ページから 7 ページでご確認ください。

1 ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。

事由は、所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり 2 筆あり、地目は畑と田、現況も畑と田となっており、面積は、合計で 689.91 m²です。申請地の位置は、2 ページをお願いします。浦尻に市の施設で土佐清水市共同加工施設、浦尻冷凍保管施設、浦尻残渣加工施設がありますが、その近くとなります。3 ページに拡大図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項の 7 つの条件について、農地法第 3 条調書を説明いたします。6 ページをお願いします。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有している農地の状況も含まれますので、申請者が所有する農地（畑）3,665 m²について、農地台帳で確認を行いました。

申請者は、兼業農家でみかんを栽培し、道の駅や窪津の大漁屋で販売しており、今回の申請地（浦尻 24 番）では、現在、譲渡人が露地野菜を栽培しており、譲受人も田（水稻）ではなく、白菜や玉ねぎの露

地野菜を栽培していく予定であるため、該当ありません。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、年間150日以上となっており、議案書の訂正がありますが、150日と記載しておりますが、180日の記載誤りで、180日の農業従事日数であり、150日以上であるため問題がないと考えます。

第2項第5号の「下限面積」の確認です。

今回申請する農地は、689.91 m²で、現在所有する農地と合計で4,354.91 m²の農地を所有することとなり、土佐清水市が定める農地取得に必要な30aを越えており、農地取得は可能です。

営農の継続性ですが、申請者は、農業経験が30年を超えている方で、農機具の保有状況は、軽トラ1台、管理機1台、小型バックホウを保有しており、申請地を含む面積経営についても問題ないと考えます。

第2項第6号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第7号の「地域調和」の確認です。

農薬の使用方法等については、地域でこれまで栽培していた露地野菜を継続して栽培していく予定であり、近隣農地にも支障が生じないと考えます。

農地の位置図については、2～3ページをご覧ください。

農地の現況写真については、4～5ページをご覧ください。

以上の申請を12月13日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、坂本委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

坂本委員

現地確認に行ってきた。非常にきれいに作っておられました。そのまま使っていただければいいと思います。譲渡人の方がご高齢の方で手放したいということなので、そのまま荒れていくより良いと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

尾崎委員

資料の確認ですけど、4ページ現況写真ですけど、写真に地番まで書いていただければさらに分かりやすいと思います。後から出てくる資料には明記されていきましたので、それを感じました。

事務局
早川

今後、現況写真にも地番を明記して、皆さんに分かりやすいようにしていきたいと思います。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号 非農地証明の審議を行いますが、本件は2件の審議とな

事務局
早川

っていますので、1件ごとに採決を求めることとします。それでは、担当者より説明を求めます。

それでは、議案第2号 非農地証明の審議①について、説明いたします。

8ページから12ページでご確認ください。

8ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、津呂の大谷で、登記地目は田、面積は971㎡です。位置は、9ページをお願いします。県道足摺岬公園線沿いの東側で、津呂簡易郵便局の南南東約420mの場所です。10ページに拡大図を添付しております。申請地の北側・東側は、現況では雑種地と原野（法面）となっております。

申請理由は、平成5年頃から始まった津呂漁港拡張工事で埋め立てをし、工事後は駐車場や資材置場として使用してきており、雑種地として地目変更したい

とのこと。現況地目は雑種地で、工事後約30年が経過し、地目を田から雑種地に地目変更するため、非農地として整理をするものです。申請地の西側は、次の案件でありまして、非農地証明の申請が今

回出ております。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと

① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた
土地

② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄さ
れたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認め
られた土地

③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、
その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受け
る見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地など
となっています。

今回は、③に該当するものです。

11～12 ページに現況写真を添付しています。

以上の申請を 12 月 2 日に受付を行い、関係書類を確認しておりま
す。

この案件についても、坂本委員に現地の確認を行ってもらっていま
す。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

坂本委員

現地確認に行ってきた。11 ページを見て頂ければ分かるように
道沿いで日当たりもいい場所ですけど、申請理由のように埋め立て地
ということで、元に戻すのは、大変だと思います。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

この物件建設残土で形状変更届が必要じゃないですか？
仮置き場としても必要だと思うのですが？
これは許可を取っていないのでは？
地権者が知らなくて工事する者は知っているはず、こっそりやってい
る。時効で逃げている。そういう事のないように、農業委員が監視を
しないとイケない。

事務局長
和泉

そういう事も、何らかの方法で周知しないとイケませんね。

今、建設会社さんも違法なことしたら罰せられますから、今の時代はないと思います。公共工事の場合は絶対にないと思います。

今そんなことしたら大変な事になります。指名停止になります。

建設会社さんをご存知だとおもうのですが、また何らかの形で周知するようにしていきます。また、野老山委員が言うように形状変更届は出さないといけません。

安田委員

建設残土はその許可が必要ですか？

今、下ノ加江の方で区画整理をしていますが、土が余りそうなので、それをちょっと何処かに置きたいと言う場合でも建設残土になるのですか？

事務局長
和泉

残土になります。先ほど野老山委員が言われたとおり形状変更の手続きを取らないといけません。

処分場がありますので残土処分場の方に運べばいいのですが例えば自分の敷地をかき上げたいとか、そんなになってきたら産業廃棄物にならずに一般廃棄物になり、産業廃棄物にならないと思います。自分の宅地をかき上げたい時には流用は出来ると思います。

安田委員

かさ上げと言うより畑・田んぼの土だったので、今回区画整理した後絶対に土が足りない所が出てくるとおもうのでそれをほてんしたために置いて置きたいそういう土でも残土になるのですか？

事務局
早川

農地の上に土を置いてしまうと農業が出来なくなりますので、農地の一時転用になり、県の許可が必要になります。

安田委員

置ける土地があり、その所に後日改めて使う可能性のある土を置いて置く、その土地が農地であってその上に農業用の土を置くというイメージなのですが。それを後日改めて使ったしても建設残土になるのですか？

事務局長
和泉

先ほど説明させて頂いたように畑の上に畑の土を置くというイメージですよね。高くなったら日当たりとか近辺のものに迷惑をかけたりもしますので、その時に形状変更届を出す必要があります。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。議案第2号 非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局
早川

それでは、議案第2号 非農地証明の審議②について、説明いたします。

13 ページから 17 ページでご確認ください。

13 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、3 筆あり、登記地目は田と畑で、合計面積は 705 m²です。

位置は、14 ページをお願いします。先ほどの案件の西側・南側となります。15 ページに拡大図を添付しております。申請地の東側は、県道足摺岬公園線の歩道となっております。

申請理由は、先ほどの案件と同様の理由で、雑種地として地目変更したいとのことです。現況地目は雑種地で、工事後約 30 年が経過し、地目を雑種地に地目変更するため、非農地として整理をするものです。申請地の東側は、先ほどの案件の場所であります。南側は、現況

が雑種地と山林で他の農地はなく、農地への支障はありません。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと、この案件も、先ほどの案件と同様に③に該当します。

16～17 ページに現況写真を添付しています。

以上の申請を12月2日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件についても、坂本委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

坂本委員

先ほど同じ所になります。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長
(上野会長)

農地の一角を全部非農地にするのですか？

一つだけ離れているのですが？

事務局
早川

15 ページを見ていただいたら分かりますが、所有者が違う土地が間にあります。行政書士さんより、今後、その土地についても非農地証明の申請書類ができしだい順番に申請していくとお聞きしています。

議長
(上野会長)

他にありませんか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、議案第3号 その他の件について

次回の定例総会は、令和5年2月8日（水）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで1月定例総会を閉会といたします。